

聴覚障害者の運転免許取得及び補聴器使用条件の変更について

## 聴覚障害者の方の運転免許取得が可能になりました

補聴器を用いても警音器の音が聞こえない聴覚障害者の方であっても、次の条件を満たすことにより、免許の取得ができます。

○特定後写鏡（ワイドミラー）を装着して下さい。

後方の視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するためです。

○聴覚障害者標識を表示して下さい。

周囲の運転者に対する注意を喚起するためです。

また、聴覚障害者を保護するため、聴覚障害者マーク（標識）を表示した車両に対する幅寄せ等が禁止されます。

聴覚障害者の方の運転免許試験受験にあたっては、各自動車教習所等においても教習課程を設けております。



<ドライバーの皆さんにお願いです>

初心者マークや高齢者マーク、聴覚障害者マーク等を表示している車両には特に思いやりのある運転に心がけていただき、安全運転にご協力ください。

## 補聴器使用条件の変更ができます

現に運転免許を所持している聴覚障害者（補聴器条件）の方は、次の検査及び安全教育を受講すれば補聴器を外して運転することが可能となりました。



希望者は、

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始12/29～1/3を除く）

午前9時から午後4時までの間

福島運転免許センター

電話（024）591-4372

FAX（024）591-1224

へ連絡をし、技能試験係に検査及び講習の予約をして下さい。

## 2 検査及び講習の内容

### ○ 臨時適性検査

特定後写鏡(ワイドミラー)を活用して

- ・ 後続車両の確認
- ・ 進路変更時の確認

ができるか否かの検査を実車を使用して行います。

### ○ 安全教育

- ・ 見通しの悪い交差点の通行要領
- ・ 警音器の吹鳴方法
- ・ 危険認知方法
- ・ 危険予測の運転

についての実車講習を行います。

